

**ヒトES細胞、ヒトiPS細胞及びヒト組織幹細胞からの
生殖細胞の作成に関する指針の整備に関するパブリックコメント
(意見公募手続) の結果について**

1. 意見公募の概要

- ・ 公募期間：平成21年12月16日～平成22年1月14日
- ・ 提出いただいた方の人数：45名
- ・ 提出された意見の数：延べ53件

2. 提出された意見の分類

【生殖細胞の作成の是非等に関する意見】

① 生殖細胞の作成に肯定的な意見 41名、43件

- ・ 生殖細胞の作成を容認することについて賛意を明記した意見
- ・ 文意から見て同様の趣旨と考えられる意見（生殖細胞の作成の容認を前提として規定の具体的な内容について言及する（(②以下の意見との重複分を含む。）等）

② ①のうち、作成された生殖細胞からのヒト胚の作成の禁止を含め、研究に条件等を設けるべきでないとの意見 23名、25件

- ・ ヒト胚の作成を容認すべき旨明記した意見
- ・ 研究に一切の条件を設けるべきでないとする意見や「生命倫理」を理由に科学に制限を設けるべきでないとの意見等

【その他の意見】

③ 生殖細胞の作成に関連した意見

以下の意見を含む。

- ・ 「ヒトES細胞の使用に関する指針」第18条第2項第3号及び第4号の規定（作成された生殖細胞の譲渡に関する規定）に、「ただし、この指針に基づき、国又は地方自治体の機関の監督が及んでいるものを除く。」とのただし書きを追加すべきとの意見
- ・ 2倍体細胞である始原生殖細胞は生殖細胞としての生物学的機能は有していないため、規制対象は半数体細胞に限るべきとの意見
- ・ 例えば、体細胞への遺伝子操作を行う等により直接精子や卵子などを誘導できるようになることも可能性として排除すべきでなく、また、iPS細胞自体にも明確な

定義が存在するわけでもないので、本来、規制は行うべきではないが、規制対象とする場合でも（iPS細胞や組織幹細胞ではなく）種類を問わずヒト細胞全般とすべきとの意見

- ・生殖細胞の作成に関して明示的にインフォームド・コンセントの取得を求めるることは、従来のヒトES細胞に対する過大な制限となり不適当との意見
- ・生殖細胞の作成に対する審議が不十分であり、その状況下での意見公募に反対。これまでの作業を白紙に戻し、最初から検討・審議し直すべきとの意見

④ 生殖細胞の作成に直接関連しないと考えられる意見

以下の意見を含む。

- ・「ヒトES細胞の使用に関する指針」第7条においてヒトES細胞の分配・譲渡が禁止されているが、「使用責任者の下で記録を残し恒久的に保存される場合」は分配・譲渡してもよいのではないかとの意見
- ・「ヒトES細胞の使用に関する指針」に基づく使用計画書における使用責任者に関する記載事項を簡略化し、研究にコード番号を付けてデータベースを参照できるようにした方がよいとの意見
- ・人クローン研究等に関する意見（人クローン研究を制限すべきでない、積極的に推進すべき等）